

鳴瀬川総合開発事業の基本計画を告示しました ～事業が新たな段階へ～

鳴瀬川総合開発事業（鳴瀬川ダム^{なるせがわ}※の建設と漆沢ダム^{うるしざわ}の治水専用化）について、特定多目的ダム法に基づく基本計画を作成し、本日告示しました。
引き続き、用地取得、工事など新たな段階に向けて、事業に取り組んで参ります。

国土交通省東北地方整備局では、鳴瀬川流域の洪水被害の軽減、既得用水の補給など流水の正常な機能の維持、かんがい用水の補給、発電を目的に鳴瀬川総合開発事業（鳴瀬川ダムの建設と漆沢ダムの治水専用化）を進めています。

今般、鳴瀬川総合開発事業について、特定多目的ダム法第 4 条に基づく基本計画を作成し、本日告示しました。

基本計画は、ダム建設の目的、規模・型式、目的別の貯留量など、ダム建設の基本的事項を定めるもので、今後は用地取得や工事など新たな段階に向けて、事業に取り組んで参ります。

※鳴瀬川総合開発事業で新設するダムの名称は、これまで、宮城県事業時代の「筒砂子ダム^{つさきこ}」を継承してきましたが、名称変更に対する地元要望および鳴瀬川流域全体の治水・利水に資する事業であること等を踏まえ、基本計画作成にあたりダム名称を「筒砂子ダム」から「鳴瀬川ダム」に変更しました。

(添付資料)

- 別紙 鳴瀬川ダムの建設及び漆沢ダムの建設（再開発）に関する基本計画

(建設事業の経緯)

- 平成 4 年 4 月：実施計画調査着手（鳴瀬川総合開発調査事務所）
- 平成 25 年 8 月：ダム事業の検証における対応方針決定（事業継続）
- 平成 29 年 4 月：建設段階に移行（鳴瀬川総合開発工事事務所）
- 令和 2 年 5 月：環境影響評価書の公告・縦覧
- 令和 2 年 12 月：基本計画の告示

<発表記者会>宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会、古川記者クラブ、石巻記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 鳴瀬川総合開発工事事務所



副所長

しみずの ゆたか
清水野 豊（内線 204）

調査設計課長

すがわら たかゆき
菅原 崇之（内線 351）

電 話 0229-22-7811（代表）

鳴瀬川ダムの建設及び漆沢ダムの建設 (再開発) に関する基本計画

国土交通省告示 第1455号

令和2年12月16日

国土交通省

鳴瀬川ダムの建設及び漆沢ダムの建設（再開発）に関する基本計画

1. 建設の目的

(1) 洪水調節

イ 鳴瀬川ダム

鳴瀬川ダムの建設される地点における計画高水流量毎秒 660 立方メートルのうち、毎秒 630 立方メートルの洪水調節を行う。

ロ 漆沢ダム

既設漆沢ダムの再開発により、漆沢ダム地点における計画高水流量毎秒 650 立方メートルのうち、毎秒 600 立方メートルの洪水調節を行う。

(2) 流水の正常な機能の維持

鳴瀬川及び田川の既得用水の補給等、流水の正常な機能の維持と増進を図る。

(3) かんがい

二ツ石ダムと合わせて、鳴瀬川及び田川沿岸の約 9,870 ヘクタールの農地に対するかんがい用水の補給を行う。

(4) 発電

鳴瀬川ダムの建設に伴って新設される「鳴瀬川発電所」において、最大出力 2,300 キロワットの発電を行う。

2. 位置及び名称

(1) 鳴瀬川ダム

鳴瀬川水系 筒砂子川

右岸 宮城県加美郡加美町字漆沢高畑

左岸 宮城県加美郡加美町字漆沢筒砂子

(2) 漆沢ダム

鳴瀬川水系 鳴瀬川

右岸 宮城県加美郡加美町字漆沢宮ヶ森

左岸 宮城県加美郡加美町字漆沢宮ヶ森

3. 規模及び型式

(1) 鳴瀬川ダム

イ 規模

堤高（基礎地盤から堤頂までをいう。以下同じ。）107.5メートル

ロ 型式

台形CSGダム

(2) 漆沢ダム

イ 規模

堤高（基礎地盤から堤頂までをいう。以下同じ。）80メートル

ロ 型式

ロックフィルダム

4. 貯留量、取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分に関する事項

(1) 貯留量

イ 総貯留量

(イ) 鳴瀬川ダム

最高水位は、標高291.4メートルとし、総貯留量は、45,600,000立方メートルとする。

(ロ) 漆沢ダム

最高水位は、標高276.5メートルとし、総貯留量は、18,000,000立方メートルとする。

ロ 有効貯留量

(イ) 鳴瀬川ダム

最低水位は、標高238.7メートルとし、有効貯留量は、総貯留量のうち標高291.4メートルから標高238.7メートルまでの有効水深52.7メートルに対応する貯留量42,700,000立方メートルとする。

(ロ) 漆沢ダム

最低水位は、標高235.0メートルとし、有効貯留量は、総貯留量のうち標高276.5メートルから標高243.1メートルまでの有効水深33.4メートルに対応する貯留量16,000,000立方メートルとする。

(2) 取水量及び放流量並びに貯留量の用途別配分

イ 洪水調節

(イ) 鳴瀬川ダム

洪水調節は、標高291.4メートルから標高282.3メートルまでの容量12,500,000立方メートルを利用して行うものとする。

(ロ) 漆沢ダム

洪水調節は、標高276.5メートルから標高243.1メートルまでの容量16,000,000立方メートルを利用して行うものとする。

ロ 流水の正常な機能の維持

流水の正常な機能の維持と増進を図るための貯留量は、鳴瀬川ダムについて標高282.3メートルから標高238.7メートルまでの容量30,200,000立方メートルのうち最大23,000,000立方メートルとし、漆沢ダムの利水用途を洪水調節用途に振り替えるために必要となる漆沢ダムが行っている既得用水等の補給に必要な容量を含むものとする。

ハ かんがい

鳴瀬川及び田川沿岸のかんがい用水として、二ツ石ダムと合わせて、新たに次に掲げる

水量から有効雨量及び地区内利用可能水量を控除した水量の取水を可能ならしめるものとする。

(単位：1秒間につき立方メートル)

期間	最大水量	平均水量
4月26日から5月10日まで	23.979 m ³ /s	20.041 m ³ /s
5月11日から9月5日まで	7.421 m ³ /s	6.378 m ³ /s
9月6日から4月25日まで	1.370 m ³ /s	1.224 m ³ /s

かんがい用水のための貯留量は、鳴瀬川ダムについて、標高282.3メートルから標高238.7メートルまでの容量30,200,000立方メートルのうち最大7,200,000立方メートルとする。

ただし、かんがいのための多目的ダムの使用は、イに規定する洪水調節及びロに規定する流水の正常な機能の維持に支障を与えないように行うものとする。

ニ 発電

鳴瀬川発電所の取水量は、毎秒3.5立方メートル以内とし、発電のための貯留量は、鳴瀬川ダムについて、標高282.3メートルから標高238.7メートルまでの容量30,200,000立方メートルとする。

ただし、発電のための多目的ダムの使用は、イに規定する洪水調節、ロに規定する流水の正常な機能の維持、ハに規定するかんがいに支障を与えないように行うものとする。

なお、ロに規定する流水の正常な機能の維持、ハに規定するかんがいのために確保すべき貯水池の水位は、次に掲げる基準日にあつては、それぞれ当該基準日の水位、基準日以外の日にあつては、当該日の直前の基準日の水位と直後の基準日の水位とから等差的に算出される水位とし、イに規定する洪水調節、ロに規定する流水の正常な機能の維持、ハに規定するかんがいのため水位を低下させる場合を除き、水位をこれより低下させてはならない。

基準日	基準日の水位
4月26日	標高 277.3メートル
5月1日	標高 282.3メートル
9月1日	標高 282.3メートル
9月6日	標高 277.3メートル

5. ダム使用権の設定予定者 東北電力株式会社（発電）

6. 建設に要する費用及びその負担に関する事項

(1) 建設に要する費用の概算額

約 1,450 億円

(2) 建設に要する費用の負担者及び負担額

イ 河川法第 59 条及び 60 条第 1 項の規定に基づく国及び宮城県の負担額

建設に要する費用の額に 1,000 分の 999.6 を乗じて得た額とする。このうち、かんがいに係る負担額は、建設に要する費用の額に 1,000 分の 63.7 を乗じて得た額（当該負担額の 10 分の 1 は、特定多目的ダム法第 10 条第 1 項の規定に基づき流水をかんがいの用に供する者の負担とする。）とする。

ロ 特定多目的ダム法第 7 条第 1 項の規定に基づく東北電力株式会社(発電)の負担額

東北電力株式会社(発電)の負担額は、建設に要する費用の額に 1,000 分の 0.4 を乗じて得た額とする。

7. 工期

平成 4 年度から令和 18 年度までの予定

8. その他建設に関する基本的事項

1 の (2) の目的を達成するため、田川筋へは二ツ石川からの利水導水及び二ツ石ダムの補給区域を見直して必要な開発量を確保するものとし、つぎに掲げる導水路を建設する。

1) 田川導水施設（通水量最大毎秒 0.55 立方メートル）

呑口 宮城県加美郡加美町宮崎字北地先

吐口 宮城県加美郡加美町宮崎字寒風沢地先